県民公園自然博物園

指定管理者募集要項

令和7年8月 富山県生活環境文化部自然保護課

県民公園自然博物園 指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1)名 称:県民公園自然博物園

(2) 所在地:富山市婦中町吉住1-1

(3) 設置目的・管理運営方針等

置県百年を記念する県民公園において、誰もが自然に親しみ、学習する機会を提供し、 展示館と自然観察のためのフィールドを利用して自然保護思想の普及を図るという、施 設の設置理念に基づき管理運営を行うもの。

(4) 施設の概要

① 自然博物園センター

ア 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建て

イ 建物面積 延床面積 726.54 m²

ウ 施設内容 1階 展示室、レクチャールーム

2階 展示室、事務室、トイレ、研究資料室

エ 関連施設 野外倉庫 プレハブ平屋建て 延床面積 9.93 ㎡ 駐車場、鳥獣野化訓練場

② 鳥獣保護センター

ア 建物の構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄筋金網造 1階建て

イ 建物面積 112.52 ㎡

ウ 施設内容 救護室、飼育室8室

工 関連施設 焼却施設 金属造

③ フィールド 山林 約138,000㎡ 森のビオトープゾーンとして整備

水辺の生態園 約8,500 m 水辺のビオトープゾーンとして整備

園路 1周約2㎞ 自然観察路として整備

工作物 湿性植物園休憩舎1式 木造、標識1式 木造等

園内木道1式、屋外遊具4式

(5) 設備・備品の内容

① 設備

② 備品 >

別添「県民公園自然博物園指定管理者業務仕様書」に明記

(6) 利用状況等

① 自然博物園センター

過去の利用者数

(人)

~ 11/	13 11 200			() ()
年	度	令和4年度	5年度	6年度
利用	者 数	14, 311	14, 818	15, 483

② 鳥獣保護センター

過去の利用状況

(個体数)

年		度	令和4年度	5年度	6年度
救	護	数	42	48	59

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

県民公園自然博物園のサービスの一層の向上と効率的な運営を図るため、同施設の管理に指定管理者制度を導入するものであり、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める資格・要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であることとします。

- ① 法人等の団体であること
 - (法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。)
- ② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、 その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次に掲げるア ~オのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若 しくは再生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は 公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その 事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 として使用する者
 - オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、 その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ④ 条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に 該当しないこと。
- ⑥ 事務所所在地の要件
 - 県内に主たる事務所(本社・本店)を置き、又は置こうとする者(注)であること。
 - ・ 上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、 その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
 - ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行 うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成 員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはで きません。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記の①~⑤の要件については、共同体の全ての構成員 が満たす必要があります。⑥(事務所の設置要件)については、共同体を代表する法

人等が要件を満たす必要があります。

(注) この場合、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出する日までの間で、県が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は 法務局登記官の受領書を提出する必要がある。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容(詳細は別添「県民公園自然博物園指定管理者業 務仕様書」参照)

- ① 県民公園自然博物園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② その他別添仕様書に記載する業務
 - ・ 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。 (第三者への再委託)
 - ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。 説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3)管理の基準

① 休園日

次に掲げる日とします。ただし、知事が特別に必要と認める場合、又は指定管理者が必要と認めた場合であらかじめ知事の承認を得た場合は、休園日を変更することができます。

ア 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する 休日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)

イ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日)

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

② 開園時間 午前9時から午後5時まで

ただし、知事が特別に必要と認める場合、又は指定管理者が必要と認めた場合であらかじめ知事の承認を得た場合は、開園時間を変更することができます。

- ③ 管理の基準に関する提案について
 - ・ 上記①、②で定める管理の基準を上回る基準(開園時間の延長等)で公の施設を 管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出い ただく資料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に 作成してください。
 - ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
 - ・ また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してく ださい。
- ④ 法令等の遵守
 - ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
 - 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、 個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
 - ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、 情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
 - ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、 行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。

・ 条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り 得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

(5) 県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年度	令和8年度~10年度の合計額	
指定管理料の上限額	101, 946, 000円	

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してくだ さい。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証される ものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指 定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定 めます。
- ・ 上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。 (修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照)

(参考) 過去3年間の管理経費

(円)

(> • / ·			· · /
年 度	令和4年度	5年度	6年度
管理経費	31, 836, 979	31, 029, 497	31, 599, 118
肅:人件費	19, 243, 880	17, 214, 842	19, 228, 357
光熱水費	1, 823, 184	2, 089, 570	2, 127, 745
委託費	601, 865	815, 382	601, 017
その他	10, 168, 050	10, 909, 703	10, 182, 899

② 指定管理料の支払方法等

- 次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に 支払います。

	4月	10 月	1月	4~5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

[※] 指定管理料は精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で 取り決めます。(「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照)

(修繕について)

(修繕費の上限額)

・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件の修繕費が次に掲げる修 繕費の上限額の範囲内のものについては、指定管理者が行うこととします。

(千円)

4

年 度	8年度	9年度	10 年度	合計
上限額	383	383	383	1, 149

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって 支払います。修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することは出来ません。
- ・ 修繕に係る費用を支払う根拠資料として、修繕名、修繕理由、修繕内容等を記載 した実績報告書、請求書の写し及び修繕前・修繕中・修繕後の写真を提出してくだ さい。
- ・ 1件の修繕費が上限額以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数(1件100万円未満)

年 度	令和4年度	5年度	6年度
件数	3件	4件	5件
支出額	369,000円	368, 302円	369,000円
主な	館内ガラスフィル	事務所床塩ビシート	案内板の修繕、園路
修繕内容	ムの張替え、案内	張替修繕、焼却炉の	内階段修繕 等
	看板の修繕 等	バーナー修繕 等	

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう)は、県が購入することとします。備品の購入にあたっては、事前に指定管理者と協議します。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(6) 指定管理者と県とのリスク(役割)分担

・ リスク(役割)分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		0
施設の通常の維持管理・運営	0	
施設内の設備・備品の維持管理	0	
施設の小規模な修繕(1件の修繕費が上限額未満)	0	
施設の大規模な修繕(1件の修繕費が上限額以上)(※1)・備品の購入		0
施設に係る各種保険への加入(※2)	Δ	\triangle
物価変動に伴う経費の増加 (※3)	0	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等(※4)	\triangle	\triangle
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	0	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償(※5)		0
災害時の対応 (連絡体制確保、応急措置、報告等)		0
		(指示等)

(※1)1件の修繕費が上限額以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど(災害時の復旧等)については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費

は県で別途負担します。

- (※2) 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。
- (※3)施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(7) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・ 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は県に帰属することとします。
- ・ 管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利に ついては県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした 場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。 なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備え ておく必要があります。

(8) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

- ・ 自然博物園センター入館者数
- 自然博物園センター入館者数増減理由
- ・ 鳥獣保護センター搬入鳥獣数及び飼育実績
- 実施事業の内容及び実績
- 各種施設点檢内容
- 安全管理の確保内容
- 利用者からの苦情及び対応状況
- その他

(添付資料)

- 事業実施時、一般利用時の写真等
- ② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法等

自然保護課へ1部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組 みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(9) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出 する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容)

ア 管理業務の実施状況

- (ア) 施設管理業務
 - 再委託業務の実施状況

- 修繕実施状況
- ・ 燃料等の使用実績(使用量及び支払額)
- (イ) 企画事業
- (ウ) 自主事業
- (エ) 安全対策の実施状況
- (オ) 利用者からの要望や苦情とその対応状況
- (カ) その他、管理の業務の実施状況

イ 利用状況

- ・ 自然博物園センター月別利用状況
- 鳥獣保護センター搬入鳥獣数及び飼育実績等
- 利用者数の増減理由
- ウ 管理業務に係る収支状況
- エ 県民サービス向上の実施状況
- オ 事業評価の実施状況((10)事業評価参照)
 - (ア) 事業評価の方法
 - (イ) 事業評価の結果
 - (ウ) 事業評価結果の反映
- カ 総括

(添付資料)

ア 再委託契約書(写)

イ 職員配置図

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

自然保護課へ2部提出

(10) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られている かを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施してい ただきます。
- 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(11) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

・ 指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての 提案を求めます。

(雇用の提案を求める職員)

職員	職種、所属、業務内容、有する資格・技能等
職員A	自然博物園責任者職、林業専門技術員、理系学部卒
職員B	(公財)山階鳥類研究所鳥類標識調査委員、学芸員資格、農学部卒

(12) 県からの派遣職員について

公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(13) 県による調査・指示等

県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に 関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(14) 県による指定管理者に対する評価

県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- ① 利用者数・収入の増減に対する評価
- ② サービス向上に向けた取組み
- ③ 利用促進(収入増)に向けた取組み
- ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
- ⑤ 個人情報保護の取組み
- ⑥ 関係団体との連携
- ⑦ 施設・設備の維持管理
- ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み
- ⑨ その他必要と認められる事項 等

(15) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る 出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査 契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務に ついて監査する場合があります。

(16) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記 (13) の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することが出来なかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることが出来ます。

(17) 自主事業の実施について

・ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出(申請)し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ア 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
- イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
- ウ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することは出来な いこと
- エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
- 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より

行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を 県に納付すること。※目的外使用許可の状況がわかる資料を添付すること

3 応募・選定手続き

(1)募集要項

① 配布期間

令和7年8月1日(水)から令和7年8月15日(金)

② 配布場所

富山県生活環境文化部自然保護課自然環境係

〒930-0005 富山市新桜町5番3号(第2富山電気ビルディング6階)

電話: 076-444-3396 FAX: 076-444-4430 メールアドレス: ashizenhogo@pref. toyama. lg. jp

(2)申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

1/4	四V'ににて物日がめります。	
ア	申請書	様式第1号
1	事業計画書	様式第2号の1及び第2号の2
ウ	団体の概要等	1 様式第2号の3~5
		2 共同体申請の場合は様式第2号の4,5を作成するこ
		と。また、共同体の協定書を添付すること。
エ	誓約書	1 様式第2号の6
		2 共同体申請の場合は様式第2の7を作成すること。
オ	定款又は寄付行為	法人以外にあってはこれに準ずるもの
力	法人等の役員名簿	様式第3号
キ	登記事項証明書	
ク	事業報告書	1 左欄の書類を作成していない場合は、法人(団体)等
	財産目録	の事業及び財務の状況を明らかにした書類
	貸借対照表	2 令和5、6年度の2事業年度のもの
	損益計算書 (収支計算書)	
ケ	令和7年度事業計画及び	令和7年度の事業計画・損益の状況の見込、又は収支見込
	損益見込	を明らかにした書類
コ	納税証明書	1 富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式
		2 法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等
		については、その代表者について、提出してください。

- ※ 共同体で申請する場合は、上記の他、次の i ~ iv の資料を提出してください。また、 上記ウ~コについては、全ての構成員について提出してください。
 - i. 共同体の構成員及び代表者がわかる書類
 - ii. 共同体の協定書
 - iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
 - iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 申請先及び申請方法

【紙による申請の場合】

- ・ 下記申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
- · 提出部数 6部(正本1部、副本5部)

【オンラインの場合】

下記電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「キ 登記事項証明書」及び「コ 納税証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県生活環境文化部自然保護課自然環境係

〒930-0005 富山市新桜町5番3号(第2富山電気ビルディング6階)

電話:076-444-3396 電子メール:ashizenhogo@pref.toyama.lg.jp

③ 申請書提出期間

- ・ 令和7年9月25日(木)午前9時から令和7年10月2日(木)午後5時まで
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時までに必着
- ④ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定定管理候補者の選定後の著作権)

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

- ⑤ その他留意事項
 - 同一の公の施設に複数の申請をすることは出来ません。
 - 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
 - ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
 - ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - ・ 提出された書類は返却しません。
 - ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

- ① 質問・回答方法
 - ・ 質問は、指定管理者募集に関する質問書(様式第5号)に記入のうえ、次の質問受付期間内にFAX又は電子メールにより、提出してください。
 - ・ 質問事項の他に申請団体名(共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所 在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
 - ・ 回答期日に説明会に参加された方の全てに対して、提出された質問及び質問への 回答をFAX又は電子メールで連絡します。
- ② 質問受付期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月1日(月)午後5時まで
- ③ 質問への回答日 令和7年9月5日(金)

(4) 説明会及び現地説明会の開催について

- ① 日時 令和7年8月22日(金)午後2時から
- ② 場所 県民公園自然博物園
- ③ 参加方法
 - ・ 説明会及び現地説明会へ参加される場合は前日午後4時までに参加申込書(様式 第4号)により、ご連絡願います。なお、1社につき参加者は2名までとします。
 - ・ 説明会及び現地説明会参加申込書には、申請団体名(共同体で申請する場合は代表者名)、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。
 - ・ 申請を行う場合には、必ず説明会及び現地説明会に出席してください。説明会及 び現地説明会に出席されない場合は申請できません。

(5) 審査方法及び審査基準

- ① 審査方法
 - ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「自然保護課所管施設指定管理候補者 選定委員会」において行います。
 - ・ 審査はプロポーザル方式とし、書類による一次審査を行ったうえで、事業計画書 の記載内容(企画提案)についてのプレゼンテーション(二次審査)により行いま す。
 - ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することが出来なくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。
 - ・ 公募の結果、申請者が1者のみであった場合は、審査基準の配点の6割を合格点 とし、全ての審査基準について合格点を満たした場合に当該申請者を指定管理候補 予定者として選定することとします。

② 審査基準

・審査は次の審査基準により行うこととします。

・審査は次の審査基準		
審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利		平等利用が確
用の確保	a 県民の平等な利用が確保される内容になっ	保されない場
(条例第4条第1号)	ているか	合は選定しま
		せん
2 公の施設の効用	【施設設置目的の達成】	
の最大限の発揮	a 管理運営方針が明確になっており、事業計	
(条例第4条第2号)	画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に	
	基いた具体的なものとなっているか	
	b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に	25
	行われる計画となっているか	
	c 安全管理対策が構築されているか	
	d 個人情報の確実な保護対策がとられている	
	カュ	
	【サービスの向上】	
	e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービス	
	の提供を実現できる内容となっているか	
	f DXによるサービスの向上が工夫されているか	20
	g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用	
	者の評価・満足度を十分把握できる内容にな	
	っているか	
	【利用の増加】	
	h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力	
	的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案さ	
	れているか	15
	i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画	
	など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を	
	有しているか	
	計	60
3 施設の効率的な		実現可能性の
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提	実現可能性のない提示額の
	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式>	実現可能性のない提示額の
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点)	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のう	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に 小数点第2位を四捨五入する	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません 20
管理 (条例第4条第2号)	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する。 <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かつ確実に	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点)=(最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低	実現可能性の ない提選定し ません 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かつ確実に 行うための財産的	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1	実現可能性の ない提示額の 場合は選定し ません 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資	実現可能性の ない提選定し ません 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かつ確実に 行うための財産的	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 ま 計 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	実現可能性の ない提選定し ません 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】	実現可能性の ない提選定 場合は 30 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の ない提選定し ません 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式 > (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例 > 最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか※1 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、	実現可能性の ない提 は は は 20 20 10
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式> (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います 、 申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する	実現可能性の ない提選定し ません 20 20
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式 > (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)× (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の は は は は と 20 20 10
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式 > (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)× (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の は は は は と 20 20 10
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式 > (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)×(配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例 > 最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の 場合 場合 は 20 20 10
管理 (条例第4条第2号) 4 公の施設の管理 を適正かの財産的 基礎及び人的構成	a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか < 算式 > (申請者の得点) = (最低提示額)/(申請者の提示額)× (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する < 例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点30=26.666 ⇒ 26.7 計	実現可能性の は は は は と 20 20 10

※1 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の

多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とします

③ 審查結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全 ての審査対象者に通知します。
- ・ 二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することと します。

<ホームページに記載する項目:二次審査の審査結果表>

審査項目	1	2	3	4	合計		
	県民の平等な利	施設の効用の最	施設の効率的な	公の施設の管理			
	用の確保	大限の発揮	管理	を適正かつ確実			
				に行うための財			
				産的基礎及び人			
申請者				的構成			
(株)〇〇							
社							
(有)△△							
社							
(財)□□							
社							
指定管理例	·	000					
(選定理目	(選定理由)						

・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

- 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協 定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ② 指定管理者が行う管理の基準
 - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤ 事業報告等に関する事項
 - ⑥ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑧ 指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑨ 指定管理者の損害賠償義務
 - ⑩ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑪ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
 - (12) 指定管理者の名称等の変更の届出
 - ③ その他、必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

8月1日募集要項等の公表8月1日~8月15日募集要項の配布

8月22日 説明会・現地説明会の開催

8月25日~8月31日質問の受付9月5日質問の回答9月25日~10月2日申請書受付期間10月中旬(一次選考結果発表)

10日下旬 二次選考

11月上旬 指定管理候補予定者の選定 (二次選考結果発表)

指定管理候補予定者との協議 11月議会 指定管理者の指定に関する議決

指定管理者の指定

指定管理者と協定の締結

令和8年4月1日 指定管理者による公の施設の管理開始

2 その他留意事項

① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配付資料

- ① 募集要項
- ② 業務仕様書
- ③ 位置図、施設平面図等
- ④ 施設パンフレット
- ⑤ 申請書様式集
- ⑥ その他関係法令等

問い合わせ先

富山県生活環境文化部自然保護課自然環境係

(事務担当:畑野、竹田)

TEL: 076-444-3396/FAX: 076-444-4430 \(\mathcal{J-N7} \) \(\mathcal{V} \times \) ashizenhogo@pref. toyama. lg. jp